



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡
(コード番号:9962 東証第一部)
責任者役職名 経営総務室長 小沢 幸雄

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株主の権利範囲を明確にするため、変更案第 9 条を新設するものであります。

株主総会参考書類等の情報をインターネットにて開示できる制度を導入するため、変更案第 17 条を新設するものであります。

取締役会の機動的な意思決定および運営を図るため、取締役会の決議を省略することが可能となるよう、変更案第 27 条第 2 項を新設するものであります。

社外監査役として優秀な人材を確保できるよう、また、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結する変更案第 40 条第 2 項を新設するものであります。

現行定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。なお、変更案第 30 条および第 40 条第 1 項に定める取締役および監査役の責任は、会社法施行以前における取締役および監査役の責任についても、取締役会の決議によって免除することができるものといたします。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきまして、条文の新設、変更、文言の整備等を併せて行うものであります。

- (2) 事業の目的に当社子会社の目的を追加するため、現行定款第 2 条に所要の変更を行うものであります。
- (3) 公告閲覧の利便性の向上および公告費用の節減を図るため、現行定款第 4 条を変更し、公告方法として、インターネットを利用した電子公告制度を採用するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (4) 現行定款の規定を全体的に見直し、条文の整備、条数の変更および字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月23日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月23日(金曜日)

以上

【別紙】変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (省略)</p> <p>(目的) 第2条 (省略) 1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理 (1) 次の物品の開発、販売、<u>輸出入</u> } (省略) (2) } (省略) (11) (12) 金型用及び伝導機械用、標準部品の製造並びに販売 (13) 電気、電子、通信及び産業用機械の製造並びに販売 (14) 映像、及び光学機器の製造並びに販売 (15) (現行どおり) (16) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理に関する事業 (17) 不動産の賃貸及び管理 (18) 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業 2. (省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (省略)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理 (1) 次の物品の<u>企画、開発、製造、販売および輸出入</u> } (現行どおり) (2) } (現行どおり) (11) (12) 金型用および伝導機械用、標準部品の製造、<u>ならびに販売</u> (13) 電気、電子、通信および産業用機械の製造、<u>ならびに販売</u> (14) 映像および光学機器の製造、<u>ならびに販売</u> (15) (現行どおり) (16) 産業廃棄物および一般廃棄物の処理に関する事業 (17) 不動産の賃貸および管理 (18) <u>写真撮影に関する事業</u> (19) <u>印刷および出版に関する事業</u> (20) 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業 2. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は34,000万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数) 第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社は単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱所は取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は34,000万株とする。 (削る)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定</u>により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株式名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、当社は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</u></p> <p>3 <u>当社は、第1項及び前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時基準日を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、当社は、平成17年4月に行われる駿河精機株式会社との株式交換に伴い発行される株式については、その発行の時の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、平成17年3月31日の決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u>により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株式名簿に記載され、または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時基準日を定めることができる。</u> (削る)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p><u>第13条</u> (省略)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。 ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集の時期)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役</u>がこれを招集し議長となる。 ただし、<u>代表取締役に事故あるときは、取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主の議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を<u>証する書面</u>を提出することを要する。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は法令または定款に定める場合を除き出席した株主の議決権の過半数を以てこれを決する。</p> <p>2 商法第343条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(株主の議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を<u>証明する書面</u>を提出することを要する。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第20条</u> 株主総会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>(削る)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数および選任方法)</p> <p><u>第18条</u> 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(取締役の員数および選任方法)</p> <p><u>第21条</u> 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(累積投票の排除)</p> <p><u>第19条</u> (省略)</p>	<p>(累積投票の排除)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削る)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議により、社長を1名選任し、また必要に応じ会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第22条</u> 当会社は、商法第266条第12項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、商法第266条第19項の規定により、<u>社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度</u></p>	<p>(第30条に転記)</p>

現行定款	変更案
<p>額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役社長は会社を代表する。 <u>2</u> また必要に応じ、取締役会の決議により前項に加えてさらに代表取締役を定めることができ、おのの会社を代表するものとする。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し議長となる。取締役社長に事故ある時は、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続き) 第25条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数を以てこれを行う。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 <u>2</u> 取締役会の議事録は、これを10年間<u>本社</u>に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬ならびに退職慰労金) 第28条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(第22条を転記)</p>	<p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議により、会社を代表する代表取締役を選定する。 (削る)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し議長となる。代表取締役に事故ある時は、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続き) 第26条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 <u>2</u> <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 <u>2</u> <u>前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名をする。 <u>2</u> 取締役会の議事録は、これを10年間<u>本店</u>に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u> <u>2</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法423</u></p>

現行定款	変更案
<p>(相談役) 第29条 取締役会の決議により相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。</p> <p>(取締役会規則) 第30条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数および選任方法) 第31条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。 2 当会社は監査役が法令または定款に定める数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。監査役補欠者は、定時株主総会において選任する。 3 監査役および監査役補欠者の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 4 監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。 2 補欠により就任した監査役の任期および監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上おかなければならない。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、商法280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第35条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(相談役) 第31条 取締役会は、その決議により、相談役を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、代表取締役の諮問に応じるものとする。</p> <p>(取締役会規則) 第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数および選任方法) 第33条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削る)</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (第40条に転記)</p> <p>(監査役会の招集手続) 第36条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役全員の過半数を以てこれを行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 2 監査役会の議事録は、これを10年間<u>本社</u>に備え置く。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 2 監査役会の議事録は、これを10年間<u>本店</u>に備え置く。</p>
<p>(監査役の報酬ならびに退職慰労金) 第38条 監査役の報酬ならびに<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(第34条を転記)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者も含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(監査役会規則) 第39条 (省略)</p>	<p>(監査役会規則) 第41条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度および決算期日) 第40条 当社の営業年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金の支払) 第41条 利益配当金は、<u>毎決算期現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録された質権者に対し支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当) 第43条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。 2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 3 <u>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当の支払) 第42条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主、もしくは登録された質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> <u>利益配当金、および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第11条第4項の規定は、平成17年3月31日の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって削除するものとする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第30条中「就任後4年以内」とあるを「就任後3年以内」と読み替えるものとする。</u> <u>なお、本附則は前記監査役全員が退任した時をもって削除する。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第44条</u> <u>前条の配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

以上